平成18年第4回定例会 壱 岐 市 議 会 会 議 録(第3日)

議事日程(第3号)

平成18年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

23番、牧永 護議員

10番、豊坂 敏文議員

22番、近藤 団一議員

2 1番、市山 繁議員

19番、倉元 強弘議員

本日の会議に付した事件 (議事日程第3号に同じ)

出席議員(26名)

1番	音嶋	正吾君	2番	町田	光浩君
3番	小金丸	九益明君	4番	深見	義輝君
5番	坂本	拓史君	6番	町田	正一君
7番	今西	菊乃君	8番	市山	和幸君
9番	田原	輝男君	10番	豊坂	敏文君
11番	坂口優	建好志君	12番	中村出	出征雄君
13番	鵜瀬	和博君	14番	中田	恭一君
15番	馬場	忠裕君	16番	久間	進君
17番	大久仍	R洪昭君	18番	久間	初子君
19番	倉元	強弘君	20番	瀬戸口	口和幸君
21番	市山	繁君	22番	近藤	団一君
23番	牧永	護君	24番	赤木	英機君
25番	小園	寛昭君	26番	深見	忠生君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右ェ門君 事務局次長 山川 英敏君 事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木	満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤	正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本	善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	中原	康壽君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巣	修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	山口流	古太郎君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	教育次長	久田	昭生君
病院管理部長	山内 義夫君	総務課長	堤	賢治君
財政課長	久田 賢一君			

午前10時00分開議

議長(深見 忠生君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。

日程第1.一般質問

議長(深見 忠生君) 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め40分以内となっております ので、よろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、23番、牧永護議員の登壇をお願いします。

〔牧永 護議員 一般質問席 登壇〕

議員(23番 牧永 護君) 通告に基づき、2点ほど市長にお尋ねいたします。

本来、私は、乳幼児教育においては、家庭での教育が当然必要と思っておりましたが、昨今の

社会情勢を考えますと、0歳児保育、幼児保育、義務教育と公的機関をもって行うのもやむを得ないと思っております。当市も女性の社会進出等が進むにつれて、保育児童の低年齢化の時間延長などの措置がとられているわけでございますが、島内におけるこれらの施設のうち、郷ノ浦町内にある僻地保育所だけが実施されていないわけでございます。どういうわけで実施されていないのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

保育所に子供を現在預けられている父兄の中にも、年度途中でも保育所の変更を考えられている方も多数いられるわけでございます。市長は、学校の統廃合で、中学校は考えるが小学校は地域の拠点として残すと言っておられます。小学校を残すのであれば当然保育所も残すべきであると思います。部局でも検討されているようでございます。新年度からもし取り組まれるならば、募集が始まらないうちに早急に説明会等を開催して、適正な園児数と保母の数が決定されると思っております。時間が迫って決定して、その場しのぎで対応するより、早急に決定して父兄等の迷いがないよう募集すべきだと思っております。僻地保育所の過半数以上の方が、時間延長を望んでおられます。この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

議長(深見 忠生君) 牧永議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) おはようございます。牧永議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は、僻地保育所の時間延長の件でございます。市内の5保育所は午後6時まで保育を行っております。今、議員の言われるように、僻地保育所は6時までしていないということで、御存じのように、幼稚園におきましては、平成17年度に各町1校ずつ預かり保育の施行を行いまして、平成18年度から全幼稚園でこの延長保育を実施していることでございまして、これは長崎県でも壱岐市だけでございまして、壱岐市としては画期的な事業であったとこのように自負をいたしております。

そこで、議員が言われるように、僻地保育所が同時になぜできなかったのかという質問でございますが、これまでは郷ノ浦町の僻地保育所の区域で延長保育を希望する人は、ほとんど武生水保育所に入所されておられました。ところが、延長保育など保育方法を変更するときは、地域の理解と協力が必要であります。昨年までは、特に保護者、地域から延長保育についての要望が上がっておりませんでした。そういう実情でございます。しかし、最近、この預かり保育を幼稚園が挙行しましたところ、そういう僻地からでもそういう要望が参っているのが今現状でございます。そういうことで、なぜその同時に取り組まなかったという理由はそういうことでございますで、御理解をいただきたいと思っております。

それと、中学校は、先ほど議員のお話では、中学校は統廃合するが小学校は残すというような ことですけど、当然中学校統廃合、これも進めていかねばならないし、また時代の流れでは、小 学校の統廃合も当然考える時代も来るのではなかろうかとこのように思っておりますので、小学校はこのまま残すということは思っておりません。今後、小学校もそういうことも考え入れる時代になるかもわからないとこのように想定しているところでございます。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 牧永議員。

議員(23番 牧永 護君) 後半の方が聞きたかったわけでございますけど、できなかった けど今後はについて、私は質問したつもりでございますけど、そこのところは。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 失礼しました。答弁漏れでございます。

今後につきましては、各要望もございましたもんですから、僻地保育所もアンケートをとりました。全部とれなかったんですけど、ほとんどとったところでは、半分以上が延長保育の希望があるということを伺っております。幼児教育の機会均等を図る上からは、検討をしていかなければならないとこのように思っております。

以前、預かり保育、幼稚園におきましても、当初要望をしますと、申し込みの希望はあるんですけど、いざ開園したら少なかったということもございます。そういう面も含めて、そういうことはないだろうとは思いますが、これを検討して、今後の取り組みとしては、市としてはそういう要望が強いということで、このアンケートどおりということであればやっていかなければならないと、保育機会均等の意味からこのように考えております。そういうことで、そこらあたりをもう一度調査しながら検討して、それが確実なアンケートどおりのものであれば、やっていかなければならないのではなかろうかとこのように思っております。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 牧永議員。

議員(23番 牧永 護君) もう検討という言葉が私たちには一番苦手でございまして、先ほど言いますように、やるならもう4月からやらないと4月を過ぎて検討するじゃ、また父兄の方が転園とかいろいろ考えるわけでございます。アンケートを一応とったら、それを信用されんと言いよったら何もなりませんし、アンケートをとっただけでまた検討じゃ、何のためにアンケートをとったか。アンケートとってあるんならその方に進むべきです。アンケートはアンケートとして真摯に受けとめてその方に向かうべきだと思っております。先ほど言いますように、4月からやるということで検討されているのか、時期をある程度明確にしていただきたいと思い

ます。そのために一般質問しているわけでございますので、通告もさきにしております。検討とかでなくて的確な御答弁をいただきたいと思います。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 検討という言葉、まずここで判断きちっとできない、今まで検討の中で もいろいろございまして、即答できないものは検討という言葉になるわけでございます。検討の 中でもかなり実現できているものもこのように思っております。

そういうことで、当然4月からが新年度になるわけでございますので、それに向けて一応努力をするようにしております。そこの裏づけあたりもある程度とっておかないといけないのじゃなかろうかと。当然それにすると、職員も配置をしなければいけないし、予算も絡みますので、そこの辺がありますので、ここでは検討という言葉を使わせていただいております。

以上でございます。

議長(深見 忠生君) 牧永議員。

議員(23番 牧永 護君) 担当部局には、前にもこういう話があるということで話しておりまして、部局の方もかなり検討されていると思っております。私としては、だから先ほど言ったように、早く決定しなければ保母さんの数もありますよという、父兄もどちらに行こうかとか選ぶ権利がありますですね。早くやるならやるで、決定してからまた検討もいろいろあると思いますので、私としては4月からできるものと思って質問を終わりたいと思います。

次に、地域格差の是正についてでございます。

郷ノ浦町に点在する3つの島、原島、長島、大島と本土を結ぶ三島架橋建設については、郷ノ浦町時代はもとより、郷ノ浦町単独だけでなく、町村会、4町議長会とも結束のもとに、長期にわたる建設促進運動を進めてきたわけであります。

昨今の社会情勢、景気等を考えると早急に結論を得るのは無理かと思いますが、過年度の議会の中で、三島地区の付加価値をつけ運動を行うということで、郷ノ浦港港湾整備構想、すなわち原島の隣接地に巨大な埋立地をつくり、事業を起こすプロジェクトの予算が計上されたわけでございます。その後の進みぐあい等について、議会に何も説明があっておりません。どうなったのでしょうか。

三島架橋の必要性は、社会性、生活面においても本土との地域格差が著しいとの認識を持って行われているわけであります。橋がかからない現在では、地域の格差は前にも増して増大しているわけでございます。それならば、その格差を少しでも小さくするのが、行政の仕事ではないでしょうか。

そこで、問題点として幾つか挙げてみたいと思います。市営住宅の件では、同僚議員の指摘で、 一部の問題がクリアされたかに見えますが、ほんの小手先の解決だと思っております。市営住宅 に入居できる人はごく一部の人で、家族がある人、学生の人から見れば無理だと思います。

次に、三島地区に通っている中学生徒が30数名、両高校に通っている高校生が20数名、そのほかに本土に職を持っている社会人、この方たちが現在のフェリーの時間帯で生活されているのは見るに見かねてはなりません。中学生においては、全員クラブ活動の指導がなされているわけでございますけど、この時間ではクラブ活動の途中に帰らなければならない、十分集中ができない、他の生徒の練習中に後片づけすることもなく帰らなければならない、現在起こっているいじめ等の根幹にもなりかねない事態でございます。高校生においては、クラブ活動はもとより、学習面においても問題が起きております。早朝補習、放課後補習等も受けられない現状であります。また、一般社会においては、この厳しい雇用条件の中で5時退社となると不可能に近い状態でございます。

このようないろいろの問題を考えるとき、市の財政は非常に厳しいわけでございますが、地域格差の是正に何らかの手助けをするのが、優しい行政だと思っております。現在、家族の方たちが、自分の船で送り迎えをしていられる方もありますけど、全員が対応できるわけでございません。フェリー時間の延長、もうこれらについては、船員の勤務時間等問題あると思いますが、何かいい方法がないものでしょうか。また、島からの早朝の出発・最終便などが、あえてフェリー便でなくても私はできると思っております。ドック時等に借り上げている代船等についても検討の余地があると思っておりますので、市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 牧永議員の2番目の質問にお答えいたします。

まず、三島大橋の件でございます。これは本当に20年近くの三島の島民の念願でありますが、現在、その実現に至っていないのは議員の御承知のとおりでございます。非常に時代、国の情景も変わりまして、以前、私も郷ノ浦町議会のときに国の方に陳情に行って、そのときも県にも早くから要望しておったわけでございますが、なかなか国の方にまだ行っていないような状況でございました。そういう中で、国の言うことは、早くしなければ今から費用対効果ということで採択が難しくなるよというふうなことで、これは何とか早く県の方にも、国の方に早く上げてくれということでお願いをしたけど、なかなか思うように行かずに今現在に至っているわけでございます。

そういうことで、費用対効果という意味で、先ほど言われました海洋架橋調査会というもので、何かその費用対効果につながるものはないかということで、以前、三島の方で飛行場の建設の予定地が、ある程度そういうことがあって、三島の同意も得ておりましたので、私はこの壱岐の島、今、海砂の問題で、海砂をとっているということ、これが将来的に壱岐の自分の首を占めている

のではなかろうということで、今の状況は、漁協等の経営、いろんな意味でその海砂の金に頼っているところでございますので、なかなか今すぐやめるという状況でもございません。しかし、 県が70%か80%か壱岐の砂を使っておりますし、新聞によると、壱岐の海砂も本土の海水浴場の方に入ってたと、以前ですね、そういうこともございます。そのように、国や県が困っているならば、何かこれはその一つの国策として、壱岐のここに輸入砂の基地をつくって、何かそれを県なり国なりにする方がないかという案を考えまして、そういうことによって、三島の架橋の一つの費用対効果という意味で考えたところでございます。

このような件につきましても、国の方に行きましてお願いしたところでございますが、なかなか厳しい状況でございまして、この前、1年にはならないと思いますが、国の方に行きましたら、ちょっととんでもないというようなお話で、なかなか実現が見えなかったのが現状で、これは議長もたしか来ておられたんじゃなかったかと思いますが、陳情の際はですね。そういうことで、この三島架橋の実現に非常に頭を痛めているところでございます。しかし、今後もこの架橋の促進につきましては、嫦娥三島大橋の架橋促進委員会において、またいろいろ論議をして、多面的な要望活動を今後も行っていかなければならないとこのように思っております。

次に、フェリーの延長時間の質問であったかと思います。これは、以前、三島航路事業運営委員会というものがございまして、その方々に三島の館長さん方、また議会から、また渡良中学校からということで、そういうメンバーで構成されておりまして、この協議もされておりました。この時間延長は、運輸省の許可をいただければ延長可能でございます。そういうことで、現在の発着時間について、地元で賛否両論がいろいろ交わされましたでしょうが、平成14年の2月24日の委員会においては、この現行の時間ということで決めてあるわけでございます。また、この委員会の中で、そういう御要望であれば、延長も可能ではなかろうかとこのように思っております。

運輸省は増便ということに対しては、これはちょっと無理のようでございます。今の運行でも 当然赤字でございますが、そういう中で、増便して客がふえれば、当然認可がおりるわけでござ いますが、赤字になるということで認可はおりないというのが現状でございます。そういうこと で御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 牧永議員。

議員(23番 牧永 護君) 格差是正するために、私としてはフェリーの延長もありますと言ったたわけでございますし、フェリーだけの問題じゃなくて、市長は何か考えていないかお聞きしたかったわけでありますけど、私が上げたフェリー延長についてでございますけれども、ほ

かにも何か三島住民のためにやってやろうということがありましたら、あとでお聞きしたいと思います。

それから、運営委員会が14年に開かれたままで開かれていない。これは、住民からか何か要請がなければ開かないのかですね、当然委員会があるわけでございまして、定期的に行うべきものか、そこの辺をお尋ねしたいと思います。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 先ほど延長の以外にということでございます。先ほど、本当これも答弁漏れであったかと思います。今、市でも三島の先ほどクラブで遅くなるとかいろんな意味で、以前から市営住宅へ入居の要望があっておりましたが、今の市営住宅の条例では、これが実現できる状況ではございませんでした。そういうことで、今回は十八銀行の跡地を、市の単独住宅としてその三島の方の対策に考えていきたいということで、このように考えておるところでございます。

その委員会の問題でございますが、委員会は要望があればするということになっているようでございます。

以上でございます。

議長(深見 忠生君) 牧永議員。

議員(23番 牧永 護君) 学生を市営住宅に入居することもできるという市長の答弁でございました。確かにそれはできるかもしれませんけど、管理人もいない住宅にその子供たちだけを果たして泊めて心配ないのか。そこら辺が完全な寮かなんかならわかりますよ、管理人がいますけど。市営住宅に子供だけ泊めるということが果たして可能かどうか。

高校の先生とも先日、そういう話があるようでしたのでお話したわけでございますけど、高校としては子供の一人住まいはどうしても容認できないじゃないけど、難しいでしょうというようなお話もありまして、私も当然、寮管かなんかおらないその住宅等に子供たちだけ単独で泊めるのは非常に難しいと思っております。

委員会のことにつきましては、要望があれば開くということでございますので、その点はわかりますけど、市営住宅の子供等単身につきましては、私は非常に一考すべきだと思っておりますけど、さらにもう一度市長のお考えを聞きたいと思います。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 言葉足らずであったと思いますが、市民住宅に入れる場合はこの単独ではございません。親子という形で、その条項はまだできていない。今それの条項をつくっているところでございますが、当然、三島からの要望で、やはり子供だけでなくて親子でという要望が非常に多うございました。単独ということでございませんので、その点ちょっと言葉足らずであ

ったことでおわびを申し上げます。(「終わります。」と呼ぶ者あり)

〔牧永 護議員 一般質問席 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上をもって、牧永議員の一般質問を終わります。

.....

議長(深見 忠生君) 次に、10番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

議員(10番 豊坂 敏文君) それでは、通告に従いまして、大きく4点について、御質問いたします。

まず、行政改革について、19年の1月1日から施行予定の組織改革ということで、現在計画が進んでおりますが、この中で、まず問題点の提起だけをしておきたいと思います。

現在、教育委員会は芦辺支所に計画がなされております。そういう中で、教育行政については、特に本庁の近くに置いておく必要があるという観点から申し上げますが、郷ノ浦支所が狭隘であるならば、現在の旧デイサービスセンター、あるいは現在の本庁舎、今の郡民センターですが、情報処理課の計画がなされておりますが、3階は空いているという形になってまいります。特に、デイサービスセンターも2階3階が現在でも空いている。そういう中で、今後のこの空中化についての、特に行政の執行上で企業の誘致化、あるいはほかの計画があるか、そうした計画についても教示を願いたいと思います。

それから2番目に、総務部内の税務課が、今度は市民部の方に配置がえされようとしておりますが、税務課はやはり財政的な視点、あるいはそういう観点から立つと、総務部に現況のままが 最善の方針と思います。この点についてもお聞かせを願いたいと思います。

それからもう一つは、選挙管理委員会と、それから監査事務局、これを切り離す計画があります。総務部に選管を班として置く、そしてまた、監査事務局は情報処理課の方に統合して含有するという体制が考えられておりますが、問題は執行機関と、それから監査機関が合体化は避けるべきだということを考え、従来どおりは妥当という考え方を出しております。

それからもう一つは、土地対策業務を情報処理課において現在執行されておりますが、今度の 1月1日からの改革ではどこ辺の担当課とするのか、あるいは現状のままであって専門家を置く のか、その点についてお聞かせ願います。

最後に、この改革について、地域審議会に打診を事前にされているかどうか、審議会に諮るべきだということを問うて、市長に答弁を願います。

議長(深見 忠生君) 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 豊坂議員の質問にお答えいたします。

まず、今度の組織改革のことでございますが、教育委員会は、芦辺支所が比較的各支庁に均等に連絡体制がとれるということ、また、現在取り組んでおります原の辻遺跡、仮称でございますが、また一支国博物館整備事業との関連で、現場との対応や調整に迅速にこたえることなどを考え、芦辺支所に配置をしたところでございます。

また、今、郷ノ浦のデイサービス、または、旧今の本庁舎のとこになぜ持って来れなかったかということでございますが、デイサービスセンターも今、坪の方に前の社協が移りまして、今、空いている状況でございますが、今現在、ある部署がそこにまだはっきりしてませんので言えませんが、そこが来るようにしております。言いましょう、こどもセンターでございます。こどもセンターがもう非常に雨漏り云々で、警察の上にあるですね、非常にあすこも福祉の施設ということで主要なところでございますので、まだ決定しておりませんので言っておりませんでしたが、ついつい口が滑りました。そういうことでそのような考えを持っております。

また、郡民センターにおきましても、現在の3階が建設と産経と2つの部があるわけでございますが、これも分庁ということで空くようにしております。その空き地の後に持って行けなかったかということでございますが、これは、議員も先ほども言われますように、今度壱岐市にコールセンターを呼びたいと今努力中で、ほぼもう90%は間違えなく来てくれる状況と思っております。再度もう一度現場を見に来ていただいて、そのときではっきりすると思いますが、そこの会社の取締役会では、もう了解を得たという返事を得ておりますので、来てくれるものと思っております。

数については、一遍にふやすわけはいけないということで、逐次こうだんだん上げていくような形ではなかろうかとこのように思っておりますので、郡民センターは、そのような考えでおる状況でございます。

次に、税務課についてでございますが、これは、市民窓口との連携を図りまして、サービス向上を図るため、今回市民部へ配置をしたところでございます。税については、やはり市民皆様と深く関連したことでございまして、こうした意識を持っていただくためにも、今回、総務部から市民部へと移行したところでございます。

次に、選管と監査事務局を分けることについてでございますが、これは、合併前に、旧勝本町・石田町において、総務課内で選挙事務を執り行っていたところでございますが、やはり選挙事務につきましては、かなりの時間を要しまして、人的体制がどうしても必要となってまいります。こうしたことから、総務課に配置をし、課内職員が協力をして対応した方が効率的であると判断したことと、一方で監査事務局の職員体制を充実させることも必要であると判断したところでございます。これまで監査委員様におかれましては、本市の行財政運営に対し、的確な御指導をいただいているところでございますが、現在、長崎県や県内各市町で問題となっている不適切

な経理など、今後ますます監査委員皆様の役割が多くなっているものと痛感をいたしております。 そこで、事務局体制につきましても、その充実を図るため選挙と独立をさせたこととしております。

先ほど議員のお話では、情報管理課と一体にしたということ、それはそうではございません。 別々、独立したものでございますので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

次に、地籍調査、いわゆる国土調査業務が情報管理課所管となっている件でございますが、現在、地図情報システム管理に関することにつきましては、情報管理課の所管といたしております。これは、現在管理をしておる国土調査などの地籍データを地図情報システムで管理をし、適切な土地対策業務を行うためのものでございますが、その地籍調査に関するデータについて、一体的管理を行い、効率的な運用を行うためには、この地図情報システムと連携させる必要があるため、本業務を情報管理課としているところでございます。

なお、現在、国土調査が完了していない郷ノ浦地区及び芦辺地区につきましては、各支所において業務を行っているところでございまして、その取りまとめを情報管理課で行っている状況でございます。

いずれにいたしましても、平成19年1月1日からの組織機構の見直し業務につきましては、 1月4日からでございますが、市民皆様がスムーズに市役所を活用できるように、市報などで部 課の配置について、周知徹底を図りまして、また今後も住民サービスの向上に努めてまいります ので、御理解、御協力をいただきますようにお願いを申し上げます。

次に、地域審議会になぜ諮らなかったかということは、これは地域審議会は、建設計画とかそういうものを諮問する機関でございますので、まず議会でこの機構の御承認をいただきましたので、今度の12月21日、22日に各地区で地域審議会を開催予定にしておりますが、その折にこの組織機構の見直しにつきまして、御報告をすることにいたしております。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) 今の教育委員会の問題ですが、これについては、原の辻の云々ということもありましたが、原の辻は、特別対策室、これは総務部の中にあるわけですが、そういう現在の原の辻こともある、あるいはいろいろ文化組織の問題もあるということで考え方がなされておりますが、私は文化ホールとか施設の管理から言って教育委員会は郷ノ浦に置くべきだと。特に、もう少しつけ加えるならば、福祉事務所も今度は空いてまいります。そういうことの対応も検討された方がいいと思います。

それから、監査事務局の強化ということで話がありましたが、これについては、現在、選管と

両方で4名の職員が配置されておると思いますが、現在の監査事務局は、選管が2.5で、監査事務局が1.5の組織と思いますが、陣容が増員される、あるいはそういう計画が陣容を強化するということで答弁があっておりますが、実際にこれ監査事務局を委員会として強化するならば、今の体制づくり、これについては、人員の補強をぜひやっていただきたいと思います。

それから、地域審議会は建設計画の審議ということで話があっておりますが、これは違うと思います。やはりこういう旧4町体制の改革にしろ行革をやる場合は、地域審議会に一回委ねるということ、審議をしていただくということが前段という考え方を私は持っておりますので、その点、今度議会が終わってからの20日、あるいは21日に審議会が開催されるということも聞いておりますが、決まってからでは遅いという考え方をしております。そういうことの中で、この地域審議会に、あるいは市長がいつも言われる各審議会でも、いろいろ答申があってから方向がなされているということもありますが、地域審議会の重要性について、再認識を願いたいと思います。これは要望で終わります。

公共施設の管理について、御質問をいたします。

日ごろ、市長は、環境問題でも安全と安心をモットーにしてあると表明されている中、公共施設の安全対策が遅れていると感じております。まず、保育所、例を言いますと、初山保育所は鉄筋づくりのために、屋根裏、あるいは窓際より雨漏りがしております。特に窓内にバケツを10個以上も置いた実例がありますが、ある場合は、壁の穴から、ヘビとかカエルも出てきた、進入してきたという実例もあったと聞いております。この雨漏り対策等について、早急に対応すべきと思います。

それから、芦辺保育所、これは3年前に厚生委員会で現地踏査をしたときに、駐車場の舗装と、 それから園舎の裏に深い側溝があります。これにそのときは鉄板製のふたが置かれておりました が、もうその時点で腐食をしておりました。そういうことで使用不能なやつが、枚数が多く重な って残骸的に置いてありました。これについては、早急に対応するように委員会で申し出をして おりました経緯がありますが、現在をもって対応されていない。

それから、勝本保育所も同様でございますが、園庭と駐車場との境界柵がない。園児が走り出る可能性、あるいは車が園庭に暴走してくる可能性があります。そこで、このことも当委員会で現地調査の折に早急に何かの対応する必要があるということを言っておりましたが、現在までそのままになっております。

次に、老人憩いの家について御質問いたします。

現在、市内に26カ所の老人憩いの家がありますが、公民館併用が16カ所、そしてまた、専用の高齢者等の生活福祉の向上に活用してある施設が10施設あります。公民館兼用は別といたしまして、この高齢者専用の10施設について、昭和50年代に設置されたのは、26カ所のう

ち24カ所あります。この施設については、既にもう20年以上、あるいは30年もなるものがあるわけですが、既に老朽化をして、雨漏りとか壁の剥奪とか、それから施設内の換気扇等、あるいは電気等の腐食や老朽化が進んでおります。壁はもう剥奪をしておりますし、こういうことについて、施設の管理はどこにあるのか、これについてお聞かせを願いたいと思います。

それから次に、学校体育館の問題ですが、私は昨年の一般質問でも申し上げましたが、鯨伏中学校の体育館、あるいは鯨伏小学校のグラウンドの倉庫兼トイレ、これの改修に一般質問した事例が2回あります。その中で、現在でも対応ができていない、特に市長は、壱岐のイメージアップのために対応を早急にやるという話も答弁もされておりましたが、まだ未対応であります。この点についてどういう対応がなされるか、お願いをします。

それからもう一つは、勝本浦の中央公民館、それから旧消防格納庫の解体はどのようになっているか。これについては、ことしの6月の定例議会で環境問題で消防格納庫並びにトイレの問題については、同僚議員から質問があっておりましたが、その後の経過について御説明をお願いをいたします。

中央公民館については、昭和40年に建設されてまして、あの施設を見てみますと、現在でも図書館なり、あるいは2階の大会議室なり活用はされておりますが、特に衛生面、あるいは本体のクラック等、特にひどい建物になっております。この点についてどういうお考えがあるか、市長の見解、あるいは教育長の見解をお願いをします。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 豊坂議員の質問にお答えいたします。

まず、保育所関係のいろいろの施設のことでございます。私も、これ安全・安心が一番重要ということで非常に厳しい財政状況の中に、なかなか自分の雨漏りも修繕できないぐらいの状況でございます。そういう中で、やはり危険度の高いもの、緊急性の高いものからやっていくという方針で現在取り組んでいるところでございます。

先ほどるる初山とか芦辺とかいろんなことを言われましたが、その中で、今御指摘の中で、もう既にそれをするようにしているのもございますが、何せとにかく緊急度の高いもの、危険度の高いものからやっていきたいとこのように思っております。

議員が言われました芦辺あたりも、言われた時点、すべて調査をしますが、その施設のその他にもいろいろ施設がございまして、委員のお気づきでない施設もございますので、そこいらも含めてして、やはり緊急度の高いものからやっていきたいとこのように思っております。

次に、老人憩いの管理についてでございますが、その管理につきましては、それぞれの関係地区で組織されております老人憩いの家運営委員会と管理委託契約を締結いたしております。この

中で、管理、または保全に要する経費はすべて地元の負担となっておりますが、特別の事情があると認めるときは、甲乙協議して処理することになっております。そこで、特別の事情につきましては、具体的に問題が発生した時点で、類似施設等を含めまして、よく検討し対処してまいりたいとこのように思っております。

次に、体育館のことでございますが、この体育館のひさしのコンクリートがはがれ、一部落下して非常に危険な状態ということも聞いております。これも非常に危険な状態ということでございますので、もう確認しているようでございます。そういうことで、これはやっていかなければならないとこのように思っております。

また、トイレにつきましても、老朽化が進み衛生的にも問題がございますが、よその地区もいるいろございます。人が多く利用するところにまだなかなか改修ができないことにありますので、 先ほど言われますように、壱岐のイメージアップのために、逐次、これを計画、総合的に考えて対処していきたいとこのように思っております。

次に、勝本公衆トイレ、消防格納庫についてでございますが、これは解体の時期になっておりますが、勝本浦地区街並み環境整備事業において、平成18年度に整備計画を策定しまして、今年度、住民協定を結び、事業内容を取りまとめ、平成19年計画認定後着工という段取りになっているところでございますので、御報告を申し上げます。

次の勝本地区公民館につきましては、教育長の方より答弁をさせますので、よろしくお願い申 し上げます。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 須藤教育長。

〔教育長(須藤 正人君) 登壇〕

教育長(須藤 正人君) 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

勝本地区公民館につきましては、海岸埋め立て計画の一環といたしまして、建てかえ計画も視野に入れた構想がございましたが、現在、その計画が見送りとなっておりますので、修理の必要な箇所につきまして、今後、年次的に修理等々を実施してまいりたいと思っております。現在のところ、建物を全部新たに建て直すという計画はございません。

〔教育長(須藤 正人君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) まず、保育所の問題については、緊急性、あるいは危険度、質ということで毎回答弁を聞いているわけですが、特に、回った中でも、芦辺の保育所は側溝が深い、それにふたがない、グレーチングであれば何年でももてるわけですが、鉄製のふたであれば

すぐ腐食してしまう。特にあすこは潮風も飛んでくるということもあります。

それから、勝本の保育所についても、現在の駐車場と園庭にブロックというか壁がない、いつでも車でも進入できるオープン的になっています。これがいいかどうか、子供たちの健全な遊び場である中に車が行くこともあります。そういう場合、だれが阻止をするか、あるいはそういう危険な場所をつくらないことが行政の立場と思いますから、これについても現地踏査を早急にやっていただきたいと思います。

それから、老人憩いの家は特別な理由というのがありますが、普通の維持管理についてはわかります。一般的な経常経費、これの維持管理は委託契約でやっているというのがわかりますが、施設の補修までやれと、例えば障子張り等はできると思いますが、壁あたりが剥奪をし、屋根の漏水等もあります。そういう中で、そういう対応までその管理者にやれというのは酷だと思いますが、公民館であれば公民館施設兼用ということもありますからいいわけですが、特にこの10施設については、老人クラブ、協議会等に委託契約がなされておりますし、本体の修繕については、行政がすべきだという感じの話しがありますので、これについても精査願いたいと思います。

それから、施設の体育館の中ですが、鯨伏中学校の体育館については、現在もう行かれていると思いますが、軒が剥奪し、鉄筋がもう見えています。もう瓦れきが落ちてきた状態も私も写真も撮っています。もう腐食して大分鉄筋が見えていますし、ここは鯨伏地区の業者の方がボランティアで危険さくを、現在その周囲に既にしてありますが、この現況もよく見ていただいて、現況は具体的に言うならば、石田支所のあの軒と同じような対応になっています。だから、そういう現況を見ていただいてやはり早急に対応願いたいと思います。

それから、中央公民館の問題ですが、これは現在2階のロビーですが、2階の大会議室といいますか、その2階の会議室の中で、特に大広間のところは、床の面がもう剥奪して見にくい状態です。

それから、あわせて言いますが、トイレはもう現在悪臭がひどい。また、潮の干満とともに満ち干がする。こういうことについても早急に浄化槽の対策か、便槽の対策かするように対応願いたいと思います。

消防格納庫の件については、先ほど街並み計画でやるということで、年次的に計画がなされて おりますので省きます。

以上のその中央公民館の、現在教育長も現場はよく知られて熟知してあると思いますし、その 点については、新年度でも早急に対応できる体制、これはやるべきだという感じをしております が、教育長の見解をお願いします。

議長(深見 忠生君) 須藤教育長。

教育長(須藤 正人君) 勝本地区公民館の建っております場所が、いわゆる勝本浦の街並み保存の一角にもなろうかと思います。そういうこともございますので、今後、関係部局との協議等々で進むべき方向が少し変わってくる可能性もあろうかと思います。

豊坂議員が言われております便所のこと、2階の大広間の床のこと等々よく確認はいたしております。現状を見て十分ではないということは理解をしておりますけれども、どうしてもそこにいるいるの条件がついてまいりまして、議員が申される方向への動きが少し遅れておろうかと思います。

以上でございます。

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) 教育長、少し遅れているというのは、もう大分遅れています。 だから、この点については、早急に対応するように。

それから、市長は、この老人憩いの家については、本体が悪い、壁とか雨漏りとか。これについては行政がすべきだという感じがしておりますが、市長の見解をお願いします。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) この老人憩いの家、これは旧4町の場合、各町の対応の仕方が違います。というのが、郷ノ浦の場合はこれはもう地元がやるということで今までずっとやっているわけでございます。しかし、老人憩いの家も地元要望でつくった老人の憩いもあるし、また、行政が主導的につくったものいろいろあるのじゃなかろうかと思って、他町のことを考えれば、郷ノ浦とか芦辺は何かそのように、芦辺もそのようにというふうに伺っておりますが、これは今言う特別の事情、今言う本体に関するものはやはり考えていかねばならないと思っておりますので、類似施設等もよく勘案しまして考えてみたいとこのように思います。

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) それではよろしくお願いしておきます。特に、鯨伏中学校の体育館は、現場を見られまして早急な対応が必要だということを思っております。

続きまして、3番目のゴルフ場の再建について御質問をいたします。

昭和60年10月10日オープン以来、観光産業の一躍を担ってきた施設でもあります。そこで市長、出資割合は、市の場合は37%の筆頭株主であります。現在、ゴルフ場では、民事再生法の手続をされておりますが、市としての筆頭株主としての市長の対応策の考え方を、前向きな御答弁をお願いを申し上げます。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 今、ゴルフ場の件でございますが、市の対応はいかにかということでご

ざいます。今、民事再生にかかっておりまして、このゴルフ場の再建について、昨年の9月議会で12月中には民事再生法適用認可が受けられるように事務手続を進めているとお答えしておりました。その後、再生計画案を提出する中で、債務免除益に対して課税されると再生が困難であると判断をされ、裁判所の監督員の指導もありまして、再度計画案を見直すことになりまして、現段階まで伸び伸びになっているのが現状でございます。

その後、11月初旬にカントリークラブの総支配人より、ようやく再生計画のめどが立ったということをお聞きしておりますので、年内には債権者集会も開催され、再生計画の認可がおりるものとこのように現在私も思っているわけでございますが、まだ先が見えていない状況でございます。

筆頭株主としての市の対応はということでございますが、市は当然この第三セクターへの出資はそのぐらい割合を出さなければこれは通らなかったわけでございます。そういう経過が調べてみますとあります。やはり出資の比率はこれ以上落とせないわけでございます。もし万が一増資となれば、市はそれなりの増資をしなければならない格好になるわけでございます。建設時のいるんな対応もありますが、いろんな問題から要素はここに含めております。

そういうことで、壱岐市としましては、このゴルフ場というものは、やはり観光の面、また雇用の面にも非常に必要であると、やはり早く再生が決定すればなとこのように願っております。 そういう意味で、ぜひこのゴルフ場も非常に厳しい状況でございますが、再生計画ということで、今、判断がお上の方で仰がれておりますが、そういう再生ができるということができましたら、市もそれなりにしていかなければならないとこのように考えております。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) 前向きな御答弁をありがとうございました。早急にこの再生の 承認が出て、続行できる体制づくりに、市としても今のうちに対応をよろしくお願い申し上げた いと思います。

最後に、壱岐対馬フェリー(株)の再建についてということで御質問いたします。

昭和62年以来、福岡 - 壱岐 - 対馬間に、貨物フェリーとして就航して約20年来、産業の振興に大きく貢献をされておりました。昨年の5月の29日に、民事再生法の手続を申請されまして、来年の2月中旬には認可がおりてくるという見込みが出されております。こういうことから、当事者等からの市長への請願もあっていると思います。市長の現段階での前向きの決意表明をお願いをいたします。よろしくお願いします。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 壱岐対馬フェリーの件についてでございます。

現在、壱岐対馬フェリー株式会社は、民事再生法の申請を行いまして、再生手続開始の決定を受けられ、会社再建に向け日夜努力をされておられるところでございます。今後、再生計画案の決議がなされ認可されますと、現在ある負債額も大幅に減額され、壱岐対馬フェリー株式会社様が、残りの負債額を再生計画に沿って遂行されていくわけであります。

本市としましては、ただただ認可されるのを願うしかない状況でございます。認可さえされれば、現在提出されている再生計画に基づき、今まで以上に努力をされ、計画の履行が完了すれば、 以前の健全な状態に戻るわけでございます。

この航路問題というものは、壱岐市にとりましては、生活面、または産業経済面にも大きな影響があるわけでございます。そういうことで、各団体からも陳情が来ておりまして、私も公共性があるものとこのような認識をしております。漁協、農協その他いろんな団体からそういう要望も来ておりますので、民事再生を待ってこれは対応していきたいとこのように思っております。以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 豊坂議員。

議員(10番 豊坂 敏文君) ありがとうございました。公共性の立場から、前向きな御答弁 をいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上をもって豊坂議員の一般質問を終わります。

議長(深見 忠生君) ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分。

午前11時01分休憩

.....

午前11時15分再開

議長(深見 忠生君) 再開します。

次に、22番、近藤団一議員の登壇をお願いします。

〔近藤 団一議員 一般質問席 登壇〕

議員(22番 近藤 団一君) 市長に1点質問いたします。新庁舎建設問題についてであります。

この質問の核心は、もうやらないという方向で幕引きを考えていただきたいということであり

ます。合併からもう3年近くになります。市長になられて3年ですね。この間いろいろ国・県の情勢は目まぐるしく変わりました。医療にしても教育にしても福祉にしてもですね。それは、やはり国の予算、県の予算がとてつもない財政状況にあるからであります。そういうことで、今もうこの建設の是非とかいうことが、もうちまたでももうできないだろうということで皆さんもあきらめてある状況にあります。そういうことで、やはりもうこの建設については、先ほども申し上げましたように、やらないという方向を示していただきたいという気がいたします。

また、合併特例債の利用、そのあたりもあるわけでございますけれども、これも30%は一応 市が補てんしなければいけません。今年度末の財政状況を見ても、少なくとも一般で273億円 か、公営も含めて300億円以上の借金があるわけでございます。このあたりをにらんでも、と ても新庁舎を考える状況にはないです。

先ほどの10番議員の質問にも、市長が答弁されたように、財政が厳しい財政が厳しいですね。 例えば、教育関係、公民館ですね、その辺。崩れかけているものもなかなかその修理ができない、 対応ができない。そういう状況の中で、市庁舎なんてとてもじゃない夢のような話です。これは データが示しているわけですから、このあたりをもっと市民にオープンにして理解を求める、こ の辺がやはり必要じゃないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

あとは、この問題が片づかない限りは、今度1月1日から分庁方式となりますけれども、やっぱりこの辺の充実ができない。まあ市民もそうです。この前電話した人とまた担当が変わっている、何か芦辺に行った、勝本行った、そういう状況ではなかなか市民もやっぱり不便です。職員も浮き足立ちますよ。ああまた来年また異動、また1月1日に、いやわからん、また4月1日にまた何かあるかもわからん、こういう状況でやっぱり充実した仕事ぶりはできませんよ。だからその辺も含めて考えていただきたいという気がいたします。

市民にとって、本庁がどこに行こうと、分庁になろうと、支所になろうとあんまり関係ないんですよ。要は、利便性とかサービスの充実が今よりよくなればいいんですよ。だから、例えば窓口に行って2階に上がってくださいとか、郷ノ浦の窓口に行って2階に上がってください、3階に上がってください、いや芦辺です、石田です、勝本です、そうじゃなくて、やはり今市が進めているIT技術、その辺を使えば利便性は格段に増すわけですよ。議会一つとっても、もう大企業は20年前から取り組まれておりますけれども、100インチの画面をここにこの議場に設置すれば、皆さんたちは本庁におって議会と対応できる、臨時議会とか全協なんかはそういうIT技術を使えば簡単にできるわけですよ。それとか、例えば窓口に、画面、ディスプレイーつ置けば、例えば郷ノ浦ばっかり出しますけど、郷ノ浦窓口に行って、今度教育委員会が芦辺に行きますけれども、一応教育関係の相談に行きました、はいわかりましたと、教育課長とちょっと応対させますということで、ディスプレイに教育課長が出るわけですから、そこで応対すればいいわ

けです。そういうことがIT技術なんですよ。そこをやはり考えていけば、おのずと、こんなに本庁だろうと分庁だろうと関係ないわけですよ。

また、ある情報によりますと、例えば亀石の双六古墳、結構有名な古墳ですけれども、あのあたり一帯は、一つの保護区域、だから買収面積の3分の1になるのか半分のなるのかわかりませんが、恐らく文化庁の許可が出ないだろうと。恐らくこの辺は教育長あたりも把握しているはずなんですよね。となれば、あそこに新庁舎を建設しようにもできんやないですか。だからその辺も含めて、とにかく最初に申し上げたように、そろそろ「しないという幕引き」を考えていただきたい。

壱岐地方局も、例えば10年後、恐らく職員がもう出張所か支所かわかりませんけれども、 10人か20人になると思いまよ。そしてあそこも全部空くわけでしょう、ほとんどが。それが 利用できるわけです。今の郡民センターも恐らくもう崩す状況にいくと思います。

例えば、国民宿舎「壱岐島荘」、今から10年経ってみらんですか、恐らくはもう崩すか新しく建てて継続かになりますよ。いろんなものがそうですよ、もう島内の施設が。例えば文化ホールにしてもそうです。今から10年したらまず空調がやられますよ。恐らく何億円かかかると思います。

それで、例えば、その新庁舎に40億円かけて30%で12億円の借金を背負うわけですけれども、少なくともつくれば毎年2億円程度の維持費がかかるわけです。借金返しながら維持費も要るわけですから、とてもじゃないが、その辺は市民に説明をすれば納得していただけるという気がいたします。

大まかに申し上げましたけれども、その辺について、市長の御答弁をお願いいたします。 議長(深見 忠生君) 近藤議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 近藤議員の質問にお答えいたします。

この新庁舎建設につきましては、さきの臨時議会で申し上げましたとおり、現状の厳しい財政等を勘案しまして、新庁舎建設につきましては、非常に厳しい状況であるという見解を出し、現庁舎を利活用した本庁分散方式をとり、本庁位置の変更及び組織機構の見直しを御提案し、御承認いただいたところでございます。

議員お話しのとおり、国における三位一体改革により、補助金の見直し、地方交付税の見直しなどの影響で地方財政は非常に厳しい状況であり、また今後、厳しさを増すことが予想されるわけでございます。

新庁舎建設につきましては、制度として合併特例債を活用できるわけでございますが、さきに 御報告いただきました壱岐市庁舎建設懇話会の壱岐市庁舎建設基本構想(案)におきましても、 合併特例債を活用した場合など幾つかの事例を示していただいているところでございます。

その数字を見ると、合併特例債を活用した方が一番有利であることがわかるわけでございますが、合併特例債を活用した場合でも、その建設に係る一般財源は、合計で約13億円を要する数字が出ております。さらに、その元利償還に対する一般財源は、交付税措置70%を差し引いても合計で3億9,000万円かかるとなっておりまして、これは建設総額は22億9,100万円ということでございますが、市の負担が約17億円になるという、3分の1かなと思ったら、もっとやはり合併特例債に適用しない項目があるということで、そういう数字が出まして非常に頭を抱えているところでございます。

現在の本市の財政状況を勘案したときに、その財源の捻出は容易ではありません。当面、今回 の本庁舎の位置の変更及び組織機構の見直しに着手をし、行財政運営の簡素効率化を図り、市民 ニーズに的確に対応することといたしております。ただ、各支庁庁舎におきましても、途中、増 改築などが行われておりますが、一番古いもので昭和47年度建築でございまして、老朽化が進 み修繕料等も多額の費用が必要となります。また、今後も必要になってくるものとも思われます。

こうした状況を総合的に判断して、いずれかの時期には、新庁舎建設を行わねばならないこと も念頭に置かねばならないと考えておりますが、先ほども申し上げましたように、当分の間は現 状の状態でいかなければならないと思っております。

本当に財政状況の中で頭を痛めております。本当はもう一つつくって、そうする方法が一番その施設の場所、数を減せば当然その維持経費も減りますし、また、本当なら合併したら職員が余らにゃいかない 余るという言葉は失礼な言い方ですが、なのにとてもまだまだ逆に足らないという要望が多い中、やはりこの形態のあり方を直さなきゃいけないということで考えておりますが、そういう財政状況でもありますし、また3分の2議決ということもなかなか難しい状況もございます。

そういったことで、当面は、この分庁方式をして、今よりはやはり財政改革につながるものとこのように確信をしているところでございます。この分庁方式も今のその中で、一番いい形態でしたいとこのように思っておりますが、なかなか完全に一回でパーフェクトにできるものとは思っておりませんが、やはり逐次改良をしながら、行財政改革に取り組みながら、また形態の見直しもしていかなければならないとこのように思っております。

I T関係につきましては、もう議員の言われるとおりだと思っております。 以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 近藤議員。

議員(22番 近藤 団一君) 今、市長の答弁は、まあ、財政状況が厳しい。で、当面は考え

ていない、将来にわたってはということです。だから、その辺をやっぱりはっきり示していただきたい。将来にわたって、あと10年後をにらんだときに人口は減るわけですよ、職員減るわけですよ。じゃますますその大きい建物が不必要という気がいたしますが、だからそこをはっきりお示しにならないために、いつまでもそのくすぶるわけですよ、この問題は。

それで、その合併特例債が有利なうちにとか言われますけれども、国の姿勢を見てみらんですか。その70%補てん、交付税で措置、そんなのを信用できる状況じゃないでしょう。今、国の財政を見てみらんですか。そこは余り信用されない方がいいと思いますが、いかがでしょうかね。いずれもうこの問題はどこかで決着をする、しかし、早いに越したことはないわけですよ。とにかく1月1日に分庁方式しても、恐らく試行錯誤、また4月にちょっといじるでしょう。恐らくまた、7月にいじらないでも、また再来年の4月にまたいじるでしょう。こうしていかないとやはりだめという気がいたしますよ。それはやっぱり市民の利便性、サービスの向上を考えた上でのことですから、それは仕方がないですけども、そういう中では、とにかくまず頭に「もうつくらない」ということがないと、僕は充実はしないという気がいたしますが、その辺はいかがでしょう。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 今、当面いろんな施設がございます。先ほど、豊坂議員からもありましたように、いろいろ遊休施設を有効利用ということで、もちろん庁舎もでございますが、これも 民間に貸与するとか、先ほど申しましたように、企業誘致に利用するとか、いろんな多角面で利用していかなければならないと思っております。

機構におきましては、やはり住民サービスの低下につながらないように、逐次、気を配りながら、いろんな職員異動じゃなくて、いろんな形態の変更はあり得る可能性は視野に入れていただきたいと思います。私もパーフェクトと思ってやっているつもりでございますが、後になったら、ああこれ間違ったということは多々あるわけであります。なるべくそのようにならないようにはやっておるつもりでございますが、そういうこともあり得るということで御理解をいただきたいと思います。

議長(深見 忠生君) 近藤議員。

議員(22番 近藤 団一君) 大体理解いたしましたが、とにかく将来、要するに短期的な将来なんです。10年とかですね。そういう先を見たときに、いろんな今まで過去10年間、15年間にできた施設です。ごみもそうです。ごみにしても教育施設にしても福祉施設に、病院でも一緒です。市民病院でもあと10年したらまたいろんな費用も要るわけですよ、いろんなもので。電気、ガス、光熱から建物からですね。だからその辺をにらんだらもっともっと財政は厳しくなるし、好転する見込みはなかなか今のところないわけですよね。だからそこもやっぱり考

えていただきたい。将来がバラ色とかいう状況じゃないでしょう。国の財政も県の財政も市の財政もそうでしょう。そこをやっぱり頭に入れないと、先ほども言ったように、例えば国民宿舎一つにとってもそうじゃないですか。とてもじゃないけどもう耐用年数越しているわけでしょう。だから、その辺も含めて何とかその修理で賄っている施設、壱岐市内にいっぱいあるわけですよ。耐用年数を越して何とか修理で賄っているところも。だからそこも頭に入れたら、とにかく今のやっぱりこう市の年間予算、まあ二百、二三十億円ですかね、ありますけれども、それでも足りないわけです。しかし、これはやっぱり1年でやっていけないわけですから、年次的にやっていっているわけですけれども、また10年したらまたこの繰り返しですよ、エンドレスですよ、結果的には。

だから、その辺もやっぱり頭に入れて、その市長の任期があと1年ちょっとですよね、だからまたその立候補されるんであれば、あと5年何カ月ありますけれどもね。そういう問題じゃなくて、方針は私の市長のときにしますと、あとは今は若い市の幹部さんがいるわけですから、その辺のところを議会にお任せをいたしますということで、表明をいかがですかということを申し上げておるわけでございますが、その辺、最後にもう一回答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 先ほどから申し上げますように、非常に厳しい状況ということはもう当然わかっております。国の状況もわかっております。そういった中で、今じゃあそれをしてつくったが、経費が長期的に見てどうなのか、じゃあ今までの分庁方式で長期的に合計したときがどっちが安いのかとか、そういう計算もある程度必要かと思いますが、今非常に厳しい。それが有効だから今この多額の金をというそういう状況でもないわけでございます。

だから、僕は本当は一つつくらにゃいけないと思っておりますが、財政的にやれないというような状況でございますが、今、国も今年度は税収が3兆円か4兆円上がるというような話も聞いております。そういうことでございますので、そういう望みがあるのでなかろうかと気は持ってはおりますが、言われるようになかなか厳しい状況です。3兆円上がってもまだ借金が800兆円ぐらいあるわけでございますので、なかなか大変とは思いますが、そういうことで御理解いただきたいと思います。(「終わります。」と呼ぶ者あり)

〔近藤 団一議員 一般質問席 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上をもって近藤議員の一般質問を終わります。

.....

議長(深見 忠生君) 次に、21番、市山繁議員の登壇をお願いいたします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員(21番 市山 繁君) 21番、市山繁が、市長に対しまして一般質問を行います。

通告に従いまして、質問事項は2点でございますが、要旨として項目を上げておりますので順次質問をいたします。明確な答弁をお願いいたしたいと思っております。

まず第1点は、砕石場跡地の買収買受交渉についてでございます。

1について、去る11月30日、島民代表17名、県議、新聞社も含んでおりましたが、この方たちが県庁を訪れ、壱岐島民の産業廃棄物島内持ち込み反対の2万3,190名分の署名簿と、市公民館連絡協議会、市商工会、市医師会、歯科医医師会、薬剤師会、各界団体の決意文を添えて副知事に提出されております。このすばらしい壱岐の島を守るために、この趣旨の署名活動を切にされた市公民館長会、住民連合をはじめ、署名実施に御協力いただいた方々、そして、このように短期間で人口の3分の2、約70%の相当にする署名を集められたことに対し、そのねぎらいと敬意を表する次第でございます。

本来なら、島民の総意である署名簿を知事が直接受け取ることが島民の願いであったろうと思っておりますが、知事も県政で多忙であり、副知事に代理指名をされたのであると思っておりますが、県知事のことですから、壱岐市民の総意を謙虚な気持ちで決断されることを期待しているところですが、その間に、業者からの設置申請が提出されますとこれを審議せねばならないわけでございます。書類が、処理施設の項目をすべてクリアできていれば、これは私は弁護士にちょっと会って持ってきたわけですけれども、「長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱を次のように定める」ということがございますが、これは平成5年に告示をされておりますけれども、それによりますと、第6条に関係市町村の長の意見を徴することになっており、そして市町村長の意見を述べることができるということがございますが、知事が即、不認可であれば何も問題はないわけでございますけれども、そうでない場合は、前記のようなことが生じるわけでございます。

市長は、住民連合の代表からの署名簿を受け取られた際、また、議会の初日の行政報告の中で も、市長は、この問題に対し今後も的確な対応を行っていきたいと考えておると言われており、 私も非常に心強く感じておりますが、その対応と真意を再度お尋ねして、次の項目に移りたいと 思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長(深見 忠生君) 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 市山議員の質問にお答えいたします。

産業廃棄物、島内持ち込みに反対する署名簿が、壱岐島への産廃持ち込みに反対する住民連合の共同代表の方から、壱岐市長及び壱岐市議会議長あてに、決議書と同時に署名簿の写しが18年の11月18日に提出をされました。

決議書の内容は、まず1番目として、産廃施設の建設計画を壱岐市水道水源保護条例の適応を

含めて阻止の内容でございましたが、既にこの壱岐市水道水源保護条例は9月に施行しております。条例に基づき、壱岐市水道水源保護審査会を開催し、保護区域の指定を行っていただきまして、今月中には答申がなされるようになっております。

2番目として、廃棄物全般について、例外を除き、島外に持ち出さず、島内に持ち込まないの地域内処理を大原則に実現すべきとの御意見が出されておりますが、壱岐島内で処理できる施設がなく、島外で適正に処理できるものについては、島外で処理をしていただいていいのではないかとこのように考えております。島内に持ち込まないの件については、壱岐市長として、壱岐市は健康の島、海と緑の島、環境の島でございます。「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」をこの壱岐市はスローガンにしているわけでございます。そういう面から申しますと、よそから産廃を持ってくるということは、これは死活問題とこのように考えておりますので、島外からの産廃の持ち込みについては、反対の考えでございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 市山議員。

議員(21番 市山 繁君) 今の市長の答弁で私も安心をしているところでございますが、 市長職というのは宿命であって、また責務があるわけでございます。今後、今お話されておりま したように、不惜身命な気持ちで市民のために頑張っていきたいと私も思っております。

そこで、議員として一言私は申し上げたいと思いますが、市長には関係ございませんけれども、この署名活動について、議会議員の活動の指摘があっておりましたが、これら議会議員が市民の総意に反対するものはだれもおらないわけでございます。この署名は市行政の最大の組織である公民館連絡協議会の決議によって各公民館で署名されております。それが一番適切で早くこう集まったわけでございますね。そしてまた、議員もいろいろな会合の出席についても批判があっておりましたけれども、これはやっぱり議員は、いろいろ役目上、会が重なったり、冠婚葬祭で出席できなかったことがあります。そういうことで、一部を見て判断されないように私もお願いしたいと思っております。

そこで、私も議会議員の一人として、この市議会もいろいろ皆さん方、各界団体で反対決議を されております。この市議会の最終日にでも私は決議をしたいと思っております。

次に、2問のプロジェクトの件でございますが、問題となっております産廃処理施設のことについては、島外の壱岐出身者、または各県壱岐人会の方々たちにも非常に心配をされております。これは市長が先ほど申されておりましたけれども、そしてまた、各産業界も同じだと思っております。産廃が持ち込まれるようになりますと、壱岐の将来はもちろんでございますけれども、全国的に風評被害、イメージダウンをするわけでございます。そうなりますと、たちまち各産業・商工業の経済に影響があるのは必至でございます。

まず、観光、修学旅行についても、学校、PTAの見方も変わってきます。壱岐の名産である 焼酎工場、これは今や業界の方たちは、国内ばかりでなくて、国外に目を向けて拡販を目指して おられます。農業につきましても農産物、畜産につきましても畜産業の方々の努力によりまして、全国的に名声を高めておられます。漁協についても壱岐の活魚は非常に人気が高いと。このよう な立場のある私たちは子孫のためでもございますけれども、現在の経済のことも大切であると思っております。このような見地から、関係者によるプロジェクトチームを設立して、業者間と今までつき合って話したことは私はないと思いますので、業者間と理解を求めるために、そのテーブルの間をつくったら、プロジェクトチームを設立したらどうだろうかとこのように考えております。

それから、3項目の砕石場跡地の問題ですが、砕石場跡地については、さきの議会で、水源地としての要望もあり審議いたしましたが、水道の漏水防止が先であり、財源も水道事業には補助金はあるが、水源の確保には補助金もなく、財政的に厳しいということで交渉が没になった経緯がございます。これは、今回は非常に状況が違ってまいっております。あのとき、今では私は後悔しておりますが、財源の厳しい壱岐市の財政に残念に思っておるところでございます。あのときは思い切って買い受けていればこのような計画も防げたのではと思っております。「後悔先に立たず」ということでございますけれども、議会の議決でございますので仕方ないと思っておりますが。

例えば、知事が不認可となっても、土地は会社の所有で残るわけでございます。次にどのような計画がなされるか、島民の不安は残ってはいます。自分の所有でなければ自由になりません。 さきに講演をされた御嵩町の町長も 産業廃棄物計画地の一部は町有地であったということも 聞いております。そうしたことで、防止の武器にもなったんじゃないかと思っております。

そしてまた、前回の水源地についても、地下水ばかりでなく、いつどうなるか不安なところも ございます。水源の確保は人類の命であって、水源地の必要性、これを考慮して、ぜひプロジョ クトチームで話し合いながら実現をしていただきたいと、かように思っております。

そして、3項の市債の発行について。採石場跡地の買収計画で、もし価格の調整で、格差が生じた場合、市の財源も非常に厳しいことはわかっております。その財源範囲で買収契約ができない場合は、その財源不足がどのくらいになるかわかりません。

しかしながら、壱岐島をこのごみの島にしないため、このすばらしい壱岐を守るために、市民の理解と協力を求めて、2項に述べましたように、壱岐人会、また各産業団体に協力を求めて、市債を発行してでも、この際、壱岐市の所有とすべきであると私は思っておりますし、各業種、団体も、これは協力をされると私も思っております。

と同時に、国や県に対して、壱岐市民は、署名活動ばかりではなく、自分たちの力で、この産

廃持ち込みの防止と、水源保護のために、この美しい海と緑の島を守ろうとしておるということをアピールして、この際、国・県から少しでも助成ができるように訴える、私はチャンスと思っておりますので、ひとつ頑張っていただきたいと思っております。

この点、4項まで、御答弁をお願いいたしたいと思っております。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 次に、2点目ということでございますが、1点目で、やはりちょっと答 弁漏れがあったようでございます。1点目で、署名の決意文にもう一項目ございまして、3番目 に、「住民投票の実施をもって計画阻止へ立ち上がる」という項目がございました。既に、産廃 施設反対に対する市民2万人以上の反対署名がなされておりますので、壱岐市民の意志は確認で きているものと、このように私は考えております。

今後において、もし、産廃施設設置に関する県への事前協議がなされるようになった場合は、 住民投票など、あらゆる方法による反対運動の輪を広げて、阻止することが必要と、このように 考えております。済いません、先ほどちょっと答弁が漏れておりましたことをおわび申し上げま す。

以上で、1点目の決意文の内容についての答弁を終わらしていただきます。

次に、プロジェクトチームをということでございますが、各種団体によりますプロジェクトチームの設立につきましては、島民の意見を集約をして、産廃業者の方へ意見を述べ、理解をいただくということは、大事なことと、このようには思っております。

しかし、産廃業者というものは、やはり自分が商売ということで処理施設を設置しようとする、業として経営する目的で計画して来られるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、いろいろと向こうは業として来られるわけです。そこの中で、話が食い違うのは当然でございますが、こういうプロジェクトチームの設立は決して悪いことではないと、このように考えております。

当然、向こうとそういう意味で話し合いになるかならないは別として、こういうプロジェクトチームということは、壱岐の環境問題を考える意識改革の上でも、大変、非常に重要なことではなかろうか、と思っております。

次に、採石場跡地の買収交渉についてでございます。これは、先ほど議員も御説明のとおり、また、先ほど報告いたしたとおり、採石場跡地購入につきましては、価格の面で折り合いがつかず、断念をすることといたしました。この価格もかなりの価格差でございまして、これより譲れないという先方のお話でありましたものですから、断念することとなったわけでございます。議会の意見として、また、先ほども言われましたように、水量的に間に合っていれば、用地取得の必要があるのか、また、財政的に厳しい時期であるので、まずは漏水修理などをして有収率を上

げる等、いろんな御意見がございまして、今現在は漏水対策等の対策を講じているところでございます。

まず、もう価格面が合わないということでございますので、もし、向こうから価格等が合うということであれば、考えていかなければならないか、このように思っております。もし価格差があるなら、それを市債にとのことでございますが、壱岐市も借金に関しては、今後も大型事業が若干ありまして、大幅に増加する見込みでございます。

今、議員が言われる市債は、市が金融機関で借りる金のことではなく、市民から公募する市民 公募債のことでございますが、確かに、市民、皆様が出資することにより、市政に対する関心と 理解がより深まるということで行ってみたいとは思います。が、直ちに活用することがちょっと、 と思っております。

その主な理由としまして、起債本来の利子償還に加え、取り扱い金融機関に対する手数料等の 経費を伴い、調達コストが割高になるということも聞いております。

また、償還期間が、短期の、3年から5年であり、繰り返し発行を続けなければならないというので、償還計画の安定性を損なうということもございます。

これらの考えがございます。行政施策への住民参加という側面に着目してはという見方もあるわけでありますが、そのようなことで、今こういうことを検討しているところでございます。資金調達の多様性が求められる今日からの状況からして、選択肢の一つとしては、今後はやはり考えていく必要はあると、このように思っている状況でございます。

以上でございます。

議長(深見 忠生君) 市山議員。

議員(21番 市山 繁君) ただいま市長の説明がございましたけれども、業者のことも言われました。2項目のプロジェクトのことですが、業者は、いわゆるメーカーも一緒でございますけれども、業界で生き抜くためには、事業計画があるわけです。目標達成をするのが会社の中では重要視されております。それがこのたびの業者の計画であったろうと私は思っておりますが、それを反対、反対と気勢を上げておれば、また次のことをやろうというのが業界の計画だろうと、私もこう思っております。私たち島民から見れば、これは絶対反対しなければならないことでございますけれども、会社にとっては事業中止である。そういうことでございます。

現在は、島民の総意で署名を集めていますけれども、事業は凍結されておりますけれども、凍結には解除ということがあるわけでございます。業者も、この産廃事業については無理な事業であると、厳しいことはわかっておると思っておりますので、このこともありますので、市長一人ではなかなか厳しいものもあると思っております。

そういうことで、プロジェクトを設立して、代表者の方々で協議の上に相互の理解を求めてい

かなければ、対立ばっかりしていたのでは、これはエキサイトするばかりですから、その点はひとつ市長も頑張っていただきたい、かように思っております。

それから、採石場跡地の買収のことでございますけれども、市長がおっしゃったように、会社側も手放す気持ちはあるかどうか、それはわからないわけですけれども、それは交渉次第でございますが、市長は、今、手に負えない金額と言われましたけれども、どのぐらいの金額をいつ交渉されたものか。私は、相互間の納得いく、そしてまた市が応じられる、そしてまた市民が納得いく価格であれば、市民の不安を除く、安心感を与えるためにも、このプロジェクトチームの中で検討をして、そして、「厳しいから、厳しいから」と言っても、やることはやらないかんわけですから。やらないとこはやらないでいいわけですけれども、これは箱物づくりと全然違います。将来の水の水源もありますし、壱岐の島民を脅かす原因にもなっておるわけですから、やっぱりこれは徹底をして、その中で交渉に応じ、そしてまた それは応じないかもわかりませんけれども、一人で市長が行っても、なかなかこれは話ができない、しにくいところもあると思いますから。まあ、例えに、「大勢で渡れば怖くない」ということもございます。「当たって砕ける」ということもございますから、ひとつ頑張っていただきたいと、かように思っております。

次に、市債の発行、これは、市長がおっしゃるように、私は出資をすると、出資が多い人の権限が出てきますから、そういうことはされないわけでございますから、公募債を言っておるわけですけれども。一般のいろいろな企業債とか、そういう市債ではなくて、住民からそうした公募債をしますと、5年で払えとか、3年で払えとかじゃなくて、そこは、市といろいろ協議をしてやっていかればいいと私は思っておりますし、先般、署名活動のときでも、ある婦人から、費用の足しにと10万円のカンパが申し込まれておりまして、非常に私も感激したわけでございますけれども。

それは、それとまた違うわけですけれども、市有地にすれば、住民は、安心する方が、私は多いと思っております。1人1坪の所有の考え方で呼びかけて、市債の返済は、先ほど申しましたように、市で提示して、利息も銀行以下というようなことにできれば、そして買収ができれば、まあ、いろいろな方法もあるわけですから、市長の手腕で考えていただきたい。それを期待しておるところでございます。

そういうことで、再度、プロジェクトと跡地の買収、市債の発行について、再度答弁をしていただきたいと、かよう思っております。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) プロジェクトにつきましては、先ほども答弁したわけでございますが、 やはりいろんな団体でプロジェクトをつくって、地域的な壱岐市の発展は、そういう環境第一義 と考えた島であるという意味合いでも、プロジェクトチームはつくっていただければとは思って おります。

また、水源地の買収につきましては、価格の件ではかなりの差がございまして、約4億円以上 あったと思います。そういうことで、とても話のできる状況でなかったような価格差でございま した。

そういうことで、当面、勝本地区が、有収率が非常に低いとこで、57%ということでございます。これを早く食いとめる必要があるかと思います。 今、壱岐に上水道と下水道、簡易水道とあるわけでございます。今後は簡易水道会計も、今度は上水道に持っていかなければならないということで、いろいろ施策としても、やはり簡易水道というものは補助金でやっておりますが、上水道はもう単独でやっておるわけでございます。そういうことで、勝本の漏水をとめなければいけないのは、これはやはりちょっと力を入れなければいけないのじゃないかなと、このように思っている状況でございます。

議長(深見 忠生君) 市山議員。

議員(21番 市山 繁君) 今、4億円の格差ですか。そうしたらもとは幾らですか。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 向こうの売りたい金額が5億5,000万円ですね。そして、市の鑑定価格で6,660万円でございました。そこで、それにしても5億5,000万円から譲れないということでございましたので、もう交渉する余地もなかった状況でございます。

議長(深見 忠生君) 市山議員、4回目です。

議員(21番 市山 繁君) それは、市山砕石のでなく水源地の価格であったと思いますね。 5億5,000万円の定義は。はい。それは一応4億円の差でしょ、1億3,000万円ですから ね。それは、またいろいろな方法で私は解消できると思っております。水道も大事ですけれども、 これはやっぱり時期というものがございますから、再度考える必要があると思っております。

次に、2番目の産業廃棄物持ち込み禁止条例制定についてでございますが、前項の件がすべて解決いたしましたとしても、現在は、問題が起きてから法律が後からついてくるような時代でございます。いつ、またこのようなことが発するかもしれないわけでございますが、水道水源保護条例も制定されて、審議会も設立され、地区の指定も行われておりますが、それだけでは安心できないわけでございます。これを期に、産業廃棄物の持ち込み禁止条例を制定すべきである。私も思っていますし、現に、県レベルにおきましても、東北3県、秋田、青森、岩手が条例をつくっております。

しかし、それは、自分たちのよいことばかりは言えないと、私は思っております。自分たちも、 島内の産廃については、島内でできる、壱岐に見合った施設を早急に計画をしなければならない と思っております。この点についてお尋ねをいたしたいと思いますが。 それから 2 項について、高齢社会、特に後継者不足、不況等によって、不用地、山林、雑種地、
荒廃地の売却が予想される。悪用防止対策にもなると思うので、設置・制定が必要であるという
ことですが、まあ、この件については、現に今起きております。高齢化によって財産管理ができ
ない。子供は島外から帰ってこない。希望を失って、不用の土地は売り払って、自分たちは養老
院へ行った方がよい、というような方たちもおられます。そしてまた、逆に、都会にいる子供た
ちは、どうせ壱岐には帰ってくる気はない。財産は処分して、マンションとか、子供の教育費に
充てたいと、充当したいという方がございます。そうしたことで、私も売却を頼まれたこともあ
るわけですが、そうなると、人の入らないようなところから売却するということになると、ほん
と、おれもやろうか、一緒にやろうかというか、友を呼ぶわけですね。そうしますと、業者が介
入して売却されると、いろんな計画もまた考えて、トラブルようになりますから、悪用防止策に
もこの制定が必要であると私は考えておりますが、市長の御見解をお尋ねしたいと思います。
議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 条例制定に関する件でございますが、産業廃棄物は、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき許可がなされるものでありまして、県から、要綱第6条により、関係市町村の長の意見の聴取を求められることになりますので、意見書の中で、産業廃棄物処理施設が設置されることにより環境関係の法律に違反のおそれがある場合や、環境保全上支障があると判断される場合などのときは、壱岐市の意見書として県に提出することとなるわけでございますが、壱岐市で条例などを制定することになりますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに長崎県の指導要綱などに抵触するおそれが出てくると思われますので、今後、長崎県などと協議をして慎重に考えてみたいと、このように思っております。

条例を制定しても、その上部にいろいろ法がございますと、上位法優先という形にもなりますが、そういう面も含めて県とも協議をして、慎重に進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 市山議員。

議員(21番 市山 繁君) 今市長が述べられたのは、私も弁護士からもらって、いろいろ 私も勉強しています、第6条に載っております。そういうことでございますから、それは、もう さっき私が申し上げたとおりですけれども、まあ、壱岐の廃棄物は持ち出さない、それは自由勝手でございますけれども、現在、持ち出しておるものは、自動車、廃車、それから家電製品、いるいろございますけれども、それはもう正規のリサイクルに、法律に沿って出しておるわけです

ね。

採石場につきましても、コンクリート、舗装くず、セメントがわらのくずとか、これはもう資源に返っておるわけです。そして、農協においても、ビニールハウスのビニールとか、焼酎工場でも、かすはもう自分で処理しておるということですから、ごみを減らして検討していけば、そう悪質なものは壱岐から持ち出すようなことはないと、私はこう思っておりますので、考えていただきたいと思っております。

今後は、ごみ問題は重要課題となっておりますので、ひとつ県の指導を受けながら壱岐市も考えていきたいと思っておりますが。

ちょっと時間がありますから、県議会がもうずっとあっておりましたわけですが、きのう、山口県議が、産業廃棄物についてということを質問しております。市長さん、お聞きになりましたか。まだ聞いておりませんね。これ、私は、きのう、晩の7時ごろファクスで送っていただいて、ちょっとけさ見たわけですけれども。

山口県議はそのことについて取り上げております。そして、少し読みますと、「去る11月30日に、住民総意ともされる2万3,190人の知事あての署名簿が、17名により副知事に手渡されました。壱岐島民が産廃計画に注視、怒り、心配しております。産廃場施設の設置に係る許可権を持つ知事が、最終処分場であれ、中間処分場であれ、許可をされないよう、住民の意見を尊重していただきたい、知事の御所見を伺いたい」ということで質問されておりますが、それに対して、知事は、「その案件については、現在、中間処理や最終処分場の設置については、許可申請は行われておりません。しかしながら、去る11月30日に、地元住民団体からの、壱岐市民の7割を超える反対署名が県に提出されたところであります。このような地域住民の意見は、壱岐市民の総意ともとられることから、業者に対して厳しい状況を速やかに伝えると。そしてまた、壱岐市長等の御意見も聞きながら、慎重に対応していきたい」ということでございますから、県も知事も一生懸命取り組んでおられるようでございますから、まだ申請も出ておりませんけれども、山口県議はこのような質問をされておりまして、後の、高見さんとか吉川さんとか、環境部長等の答弁も出ておりますが、そうしたことでございますから、ひとつ頑張って、これはぜひ阻止をして、この壱岐の島を守っていきたいと、私も考えております。

そういうことで、議会も一丸となってやって行きたいと思っておりますので、市長もひとつよるしくお願いいたします。

質問終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上をもって、21番議員の一般質問を終わります。

.....

議長(深見 忠生君) ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

なお、傍聴者の皆さんには、こうした道あしき中、多くの市民の皆さんの傍聴をいただきまして、大変ありがとうございました。どうぞ、今後ともよろしくお願いをいたします。

また、午後から1名残っておいでになりますから、あわせてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

午後0時10分休憩

.....

午後1時00分再開

[24番 赤木 英機議員 入場]

議長(深見 忠生君) 再開します。

次に、19番、倉元強弘議員の登壇をお願いします。

〔倉元 強弘議員 一般質問席 登壇〕

議員(19番 倉元 強弘君) 本日は、最後の一人になりましたので、ゆっくりひとつお尋ね をして行きたいと思います。どうぞよろしく。

私は、3件ほど通告をしておりましたので、通告順にお尋ねをしてまいりたいと思います。

今年度の初めの3月議会であったと思いますが、市長の行政報告の中で、地籍調査が終わったので、新しい地籍によって固定資産税の課税をしたいというような説明をなされました。

私は、壱岐全島がもう終わったんだなあというような解釈をしましたので、その時点で、当然、 地籍を改めて調査をして課税されるのが当然だと思っておりましたので、地籍が終わったら改め られるのは当然だと思っておりましたので、別に不思議に思わないで、質問はしておりません。

しかし、後から聞きますと、地籍の終わった町から課税をするというようなことを言われたそうであります。私は、そこを聞き漏らしてたかどうかわかりませんけれども、ちょっと私の解釈が間違っておりましたので、非常に残念だと思いましたけれども、その時点で質問もお尋ねもしておりませんので、やむを得んと思っております。

それからいろいろと調査をいたしましたところ、まあ、地籍調査が1年か2年かで終わるのだったらこれもやむを得んなというような、私なりの考えをしたわけですが、壱岐市全部の地籍調査はまだ終わっておらないそうであります。その地籍調査が終わるのはあと何年かかるのか、一つ、そこをお尋ねしたいと思います。

話を聞くところによりますと、市内の調査がすべて終わるのは、8年から10年ぐらいかかる というような話を聞くわけですか、それが本当かどうか、重ねてお尋ねをしておきます。

それから、私なりに、これがどういうふうになるかというようなことで、ちょっと計算をして みました。一つ、旧勝本町の場合を例にとってみますと、勝本町は、平成18年から新しい地籍 で課税をされております。17年と18年度を税務課の資料で比較をしてみますと、約1.26% 増で、金額として、旧勝本町で年間480万円ぐらいふえております。これが、仮に調査が終わっていない町が、8年ぐらいかかるとしたら、旧勝本町民は3,800万円ぐらい余計納めるようになるわけです。仮に、これが10年、壱岐市内全部が10年地籍調査にかかったとしたら、旧勝本町民は4,900万円ぐらい余計払うことになるわけです。

このようなことを、私、勝本町民の一人として、これをそのまま知らんふりをするわけにはいかないわけで、今回、市長にお尋ねをするわけですが、これだけの不公平を市長はどのように思っておられるのか。これも、合併をしたのでやむを得ん、仕方がないと思っておられるのか、市長の本心をお聞かせをいただきたいと思います。

議長(深見 忠生君) 倉元議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 倉元議員の質問にお答えいたします。

これは、前回の議会でもお話したことと同じことになるわけでございますが、地籍調査後の新地籍での土地評価についてこの前行政報告しておりましたが、既に石田町では地籍調査が完了し、地籍調査後の新地籍で土地評価を行っておりますが、旧勝本町全域の地籍調査が平成17年度に完了しましたので、平成18年度から、旧勝本町の土地にして地籍調査後の新地籍で土地評価を行っておりますということを、行政報告でしているわけでございます。

これは、合併時にそういう話し合いができておる、その協議は終えているということで、それ に準じてそういう形をとったわけでございます。

なお、旧郷ノ浦町と、まだ芦辺町が終わってないわけですが、いつ地籍が完了する予定なのかということでございますが、旧郷ノ浦町が平成27年度、旧芦辺町が平成22年度に地籍調査完了予定であります。合併時に、その終えたとこからもう、地籍調査が完了で土地評価を行うということで、そういう取り決めの上でこういう形をとっているわけでございます。

以上でございます。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) 先ほども言いましたように、市長はそういう行政報告されておるわけです。それはそうだったのですが、私の聞き方が悪かったのと思います。そう思いますけれども、今、あえて、なぜ私がこういうことを言うかと申しますと、壱岐市民として、これを小さく分けて言うならば、仮に、郷ノ浦町内を一つにして言いますと、郷ノ浦町内の一方のところは地籍調査が終わったから新しい課税をすると。こっちは終ってないから前のままするというとひとつも変わらんわけですね。これが、壱岐市の一つの中ですから、壱岐市の中の不平等に私は

なると思います。

こういう不平等が私は絶対に行政であってはならないと、私は強く信じるわけですが、今市長が言われましたように、その合併協議会でそういうふうになっていたということですが、合併協議会で決まっていたことすべてがそのとおりに実施されておるのではないと、私は思っております。

この問題だけを取り上げて、旧勝本町民だけに課税をするとかいうことは、不公平だと思います。まあ、話を聞くところによりますと、石田町は、合併前にもう調査が終わって、合併前から課税をされておったということを聞いておりますので、勝本町だけではないわけですけれども、旧勝本町を一つ例にとって言ったわけですから。

しかし、不平等には間違いないわけです。あえて、もう一回、市長の答弁をいただきたいと思いますが、こういう不平等があっていいというお考えでしょうか、それだけをお尋ねします。 議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) これは、先ほど議員からも言われましたように、もう石田町は既にやっておるわけです。そういう中で、勝本町、またよその、それからいろいろございますが、そういうことを踏まえて、じゃあ、どうしたらいいかということで、合併時にその協議がなされて、このように落ちついたと思います。それをやめれば、また石田町に対する、まあ、これが不平等という言葉であるならば、石田町に対しても不平等という形にもなりますし、そういう中で、合併時にその協議がなされていると、このように私は判断をいたしまして、現在に至っているわけでございます。

議長(深見 忠生君) 倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) 私は、あくまでこれは不平等だと思っております。行政に不平等はあってはならないと思いますが、これ以上言っても、市長としては、それはもとに戻すということは言われんと思いますので、これ以上は言いませんけれども、私は、不平等の行政だということをここではっきりと申し上げて、次に移りたいと思います。

2番目に、学校生徒のいじめ問題についてお尋ねをいたします。

最近のニュースで、学生の自殺、いじめの問題が、テレビ・ラジオ等で毎日のように放送がな されており、最近は特にひどいようであります。

議会の初日に、長田市長も行政報告の中で、いじめを起さないための指導を繰り返し行っており、その指導も、4件の例をいろいろと報告をされまして、生徒指導にもいろいろな面でいじめ防止を行い、早期発見に対応、努力をされておられるようでありますが、壱岐市内の小・中学校では、全然、これに類するようなことは一件も起きていないのか、お尋ねをいたします。

ニュース等では、校長先生を初め、先生方が一体となって、いかにして問題を表に出さないよ

うに隠そうかという隠ぺい工作に懸命になっておられるように、私は これは壱岐ではないわけですけれども 見えてならないわけでありますが、教育長はどのように感じておられるのかお尋ねをいたします。

また、必修漏れの問題ですが、壱岐市内の2つの高校は、県立でありますので、壱岐市教育委員会には関係はありません。が、中学校でも必修漏れがあるのではないかと言われております。 壱岐市教育委員会では、このことについても調査をなされたのかをお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、調査をなされたのであれば、どのような調査でどのような結果であったかを、あわせ てお聞かせをいただきたいと思います。

議長(深見 忠生君) 須藤教育長。

〔教育長(須藤 正人君) 登壇〕

教育長(須藤 正人君) 19番、倉元強弘議員にお答えをいたします。

いじめにつきましては、教育委員会も倉元議員と全く同じ考えでございまして、発生してからでは遅い、いじめを起さないことが第一という認識に立って、次のような指導、対応をいたしております。

大きく3つに分かれます。

まず1つ目は、毎月定例の校長会、また定例の教頭会という会議が開かれます。全校長先生、また全教頭先生を集めての会でございます。その折に、具体的、継続的な指導をいたしております。いじめは、どの子にも、またどの学校にも起こり得るという前提に立ちまして、早期発見、早期解決のための校内組織・機能の点検・充実等、危機管理意識について指導を毎月いたしております。その結果、すべての学校で、いじめの早期発見のための定期的な質問調査、定期的な個人面談、継続した校内巡視等が実施をされております。

2つ目でございますが、市内のすべての小・中学校を訪問いたしまして、教職員へのマン・ツー・マンの指導を行っております。学校教育の中心は、何と言っても授業でございます。子供たちが、「わかった」「できた」という満足感、充実感を味わうよい授業をすれば、そこによい子供が育ち、よい学級、よい学校になる、という理念に立っての指導を行っております。

3つ目は、人を思いやる心とか、命の大切さを教えます道徳教育の確かな実践と充実の指導を繰り返しております。各小・中学校とも、道徳の年間指導計画を作成いたしております。この指導計画に従いまして、週1時間の道徳授業を確実に行っております。充実した道徳授業が行われていると言って過言ではございません。

以上のような取り組みをしておりますが、いじめがゼロというわけではございません。不幸に して、いじめ等の問題が発生した場合には、何よりも学校として誠意ある対応をすべきであると いうことを、常に指導を重ねているところでございます。

それと、中学校の必修漏れのことでございますが、これは、必修漏れはございません。 以上でございます。

〔教育長(須藤 正人君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) いろいろと教育長から指導要綱の説明がありましたが、非常に すばらしい説明でありますけれども、それがそのとおりに先生方が受けとめてあるのかどうかは、 私も疑問に思いますし、まだ壱岐にも心配事があるのではないかというような気がいたします。

それと、最近よく言われておることですが、教育委員の教職員上がりが多く任用されておるが、 これが問題ではないかというようなことが言われております。それは、どこまでどういう問題か、 私はわかりませんけれども、そういうことが言われております。

それから、もう一つよく言われておることは、教育委員会が、今、十分機能発揮をしていないんじゃないかというようなことも、うわさをされております。どこが発揮していないかということを言われても、私も、ここが発揮していないということはわかりませんけれども、大体そういうようなことが言われております。

ということであります。まあひとつ、壱岐に、先ほども言いましたように、問題が起こってからでは遅いのでありまして、問題が起こらないうちに、ひとつ十分教育委員会としても学校の指導を徹底していただきたいと思います。

何か、教育長、ただいま申し上げましたことに御答弁がありましたら、お受けをします。 議長(深見 忠生君) 須藤教育長。

教育長(須藤 正人君) 議員の御指導を真摯に受けとめて行きたいと思います。

壱岐市の教育委員会、機能は十分果たしておるということを申し上げまして、御安心をいただ きたいと思います。

以上でございます。

議長(深見 忠生君) 倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) 続きまして、3点目に移りたいと思います。

一支国博物館(仮称)の建設についてお尋ねをいたします。

県立埋蔵文化財センター及び一支国博物館建設工事の建築関係及び敷地造成の請負業者が決定がなされ、着々と進行しております。議会側といたしましても、特別委員会が設置され、6回にわたって各関係の機関より説明を受けたところであります。

その説明の中で、どうしても私が納得できず、私の聞き方が悪いのか、頭が悪くて理解ができないのかわかりませんけれども、当委員会に出席であった市長並びに部長に、黒川設計事務所の

説明を聞かれて、どのように思われ、どのように理解をされたのかお尋ねをしたいと考えております。私の頭の中を整理したいと考えておりますが、特に最後、6回目の説明について、市長が何か感じられたかどうかをお尋ねをします。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

市長(長田 徹君) 倉元議員の質問でございますが、私、6回目の、委員会には出席はしてなかったので内容をよく把握してないわけでございますが、いろいろと、今、委員会で御審議いただいております。具体的な内容がわかればある程度答弁もできますが、6回目の委員会の内容がちょっとわかりませんでした。多分、維持管理の問題か 違いますか。ちょっとその件は教えていただけたら答弁したいと思います。よろしくお願いします。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 市長さん、当時出席してあった部長かだれか、もし答弁ができました ら。 できなければ次に進みたいと思いますが、できますか。

暫時休憩をします。

午後1時27分休憩

午後 1 時27分再開

議長(深見 忠生君) 再開します。倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) 黒川設計の説明で、博物館の屋上の緑化という件ですが、屋上の緑化は芝生にするということです。芝生もムカデ芝という芝だそうでありますが。その特別委員会の中で、いろいろと委員の方から、芝については、再三、質問や疑問点が指摘をされておりましたけれども、ムカデ芝を仮に試植をして、そしてそれを見て設計をするということを報告をされたわけわけです。

私、それ自体がおかしいと思うのですね。というのは、試植をして設計に入れるということはまあまあよいのですが、要するに、だれにそれをやらせるかという質問があった時点で、黒川設計事務所は、ゼネコンにやってもらうということを言われたわけです。ということは、私は、ゼネコンというのは入札があってから決まるんだと、私は思っております。要するに、業者にそれをやらせるということは、もう設計の段階からその業者は決まっておるということに、私はなるんではないかという気もするわけですが、そこらあたりを、そういう説明があったので、私はお尋ねをしているわけです。その説明をどういう感じでとられたか、それをお聞きしたいと思います。

市長来てなかったということですので、総務部長来てありましたので、そこらあたりでお尋ね

しているわけですが。

議長(深見 忠生君) 長田市長。

市長(長田 徹君) 私がわかる範囲で説明しますが、この芝生のことでございますが、これは、黒川設計の方で、原風景を壊さない形ということで芝生の提案を受けておるわけでございます。私も長崎の方に出向いて、いろいろそういう話す機会がございましたので、先ほど、私ちょっとあると言いましたが、維持管理の問題で、特にガラス部分が多いと。また、芝生もどうなるのかという質問もいたしております。

そういった中で、いろいろ今から検査を、調整をして 今、話では、どっかよそでもムカデ芝というとですかね、それをしておりまして、非常に雑草を押さえる効果があるというようなお話は聞いております。ぜひ、それを試験的に、やはり壱岐でその検証をやってみていただけるものと、私はこのように判断をしておりますが、その必要は大いにあるかと思っております、その芝の件については。ぜひ、この壱岐でその試験をやっぱりやるべきと、このように思っておりますので、当然、やってくれると思っております。

議長(深見 忠生君) 倉元議員。

議員(19番 倉元 強弘君) 試験植栽をしてやるということ、それはもういいわけです。私は、それにはどうとは思わんわけですけれども、要するに、ゼネコンにこれをやってもらうということに、私は問題があると思うわけですよ。市長、そう思わんですか。設計事務所が試験植栽をして、その結果を見て設計をするということだったら、私もどうとは言わんわけですけれども、それを、その設計所がやるんじゃなくてゼネコンにやってもらうということに、わたしは問題があると思うとですが、そうは思いませんか。

試験植栽をゼネコンがしてやるということになると、その結果が出てから設計をするということになると、もう設計が遅くなるわけですから、先ほど市長が言われたように、よそにそういう例があるからということだったら、私も納得するわけですけれど、ここで試験植栽をしてから設計をするということだったら、私は、非常に遅くなると思いますし、不可能だと私は思います、そこは。

それで、そこらあたりをどういうふうに 私、市長はおいでになっていると思いましたが、普通、市長が座られるところが、私の席の後ろになるから、私も来てあったかよくわかりませんでしたけれども、まあ、総務部長は来てありましたので、どういうふうに総務部長は感じられたのか、私は聞きたかったわけです。そこをですね ともかく、私が言わんとするところは、入札前にゼネコンにどうしてもらうということは非常に不適当だと、私は思います。その点だけを強く要望して、まあ、総務部長の感じられたことがありましたらお聞きをして、どういうふうにとらえたかは、私はそれは問いません。ただ、聞いて、どういうふうに受け取られたかをお聞き

して、終わりたいと思います。

議長(深見 忠生君) 松本総務部長。

総務部長(松本 陽治君) 確かに、そういう議論が交わされたということは思っております。 ただ、いわゆる試験の規模等については、県、あるいは市との協力があれば試験をやると、設計 業者としてやるということだったというふうに思っております。

議長(深見 忠生君) 倉元議員、4回目になります。手短くお願いします。

議員(19番 倉元 強弘君) この問題は、非常に大事だと私は思っておりますので、もう一回、総務部長に、ともかく、この、ゼネコンを前に出すということは非常に不適当だと私は思いますので、以上、その点をお考えになって事業を進めていただきたいと思います。

そういうことで要望をして、私、質問を終わります。

〔倉元 強弘議員 一般質問席 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上をもって、倉元議員の一般質問を終わります。

議長(深見 忠生君) 以上で、本日の日程は終了しました。

これで散会をいたします。大変、皆様お疲れでございました。ありがとうございました。

午後 1 時31分散会